

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

岐阜県医薬品卸協同組合



目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第4条―第7条）
- 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第8条―第15条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、岐阜県医薬品卸協同組合（以下卸組合とする）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な活動に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 卸組合は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながらこれを行うものとする。

（定義）

第3条 本計画において「未発生期」とは、新型インフルエンザ等が発生していない状態を、「海外発生期」とは、海外で新型インフルエンザ等が発生した状態を、「県内発生早期」とは、岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態を、「県内感染期」とは、各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（平時における関係機関との連携、協力体制）

- 第4条 理事長は、法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画における卸組合のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等と相互に連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。
- 2 理事長は、地方公共団体、保健所及び感染症指定医療機関等との間において平時から連携し、情報収集及び訓練等に努める。
 - 3 理事長は、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

（対策本部の設置・運営）

第5条 理事長は、岐阜県に対策本部が設置されたときは、卸組合において新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行う為、対策本部を設置する。

- 一 発生状況の情報収集及び発信に関すること
 - 二 関係機関との連絡調整に関すること
 - 三 その他必要な業務に関すること
- 2 理事長は、対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等対策に係る卸業務を円滑に遂行する必要があることを鑑み、対策本部の組合員配置や業務分担が適切なものとなるように努める。

(対策本部の設置・運営)

第 6 条 理事長は、前条の規定に基づき対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を遂行するため、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(未発生期における準備)

第 7 条 未発生期においては、理事長は新型インフルエンザ等対策の体制整備の措置を講ずる。

(海外発生期から地域発生早期における対応)

第 8 条 海外発生期から地域発生早期においては、理事長は新型インフルエンザ等の治療に必要となる医薬品等の適正流通や、組合員の健康管理等における対応について、必要な措置を講ずる。

(地域感染期における対応)

第 9 条 県内感染期においては県内発生早期までの対応を継続するとともに、理事長はワクチン等医薬品配送について、必要な措置を講ずる。

(発生時における情報収集・連携等)

第 10 条 理事長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、委員を招集・参集させて情報収集及び情報共有に当たる。

(感染対策の検討・実施)

第 11 条 理事長は、感染対策について検討を行うとともに、委員の安全対策に努める。

第 4 章 その他

(組合員への教育・訓練等)

第 12 条 理事長は、平時から新型インフルエンザ等の発生時に適切なワクチン等を提供できるよう、必要な教育及び訓練を実施する。

- 2 理事長は、地方公共団体等主催の研修会等に積極的に委員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識を習得させる。また、研修会参加者等を効果的に活用

して組合員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、組合員が適切に行動できるようにする。

(計画の修正)

第13条 本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

[付 則]

(施行期日)

1. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

上記は原本と相違ありません。

平成26年 4月10日

愛知県今町四丁目二十番地
岐阜県医薬品卸協同組合

理事長 林 一成

